

(例規 21)

初任給調整手当支給調書の作成及び保管について（通達）

陸 幕 厚 第 11 号

平成 12 年 3 月 27 日

改正	平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 23 年 3 月 30 日陸幕人計第 193 号
	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号	平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号
	令和 6 年 6 月 3 日陸幕厚第 65 号	

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長
殿

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

初任給調整手当支給調書の作成及び保管について（通達）

標記について、平成 12 年 4 月 1 日から下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕発 1 第 11 号（38. 1. 24）「初任給調整手当の支給要領に関する通達」（例規 122）は、平成 12 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

1 趣 旨

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 8 条の 5 第 3 項の規定により一般職に属する国家公務員の例により作成する初任給調整手当支給調書の作成及び保管について定めるものである。

2 初任給調整手当支給調書の作成及び保管

(1) 作 成

初任給調整手当支給調書（別紙）は、当該職員の任免権者が作成する

(2) 保 管

ア 任免権者は、初任給調整手当支給調書の写しを作成し、保管するものとする。ただし、その任免権者が防衛大臣である場合は陸上幕僚長とする。

イ 任免権者は、初任給調整手当支給調書を陸上自衛官及び予備自衛官の人事記録の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第 3 2 - 1 0 号（4 7. 1

2. 15)) 第5条第2号の表右欄に掲げる者（以下「保管権者」という。）に送付し、保管させるものとする。

3 その他

支給事由がなくなった場合には、任免権者は直ちに不支給調書（別紙様式の「支給されなくなった事由」欄にその不支給事由を記入する。）を作成して、保管権者に送付し、写しを保管する。

(表)

令和 年 月 日

初任給調整手当支給調書
陸上幕僚長

(医官、歯科医官用)

氏名	官職名	階級		
	(.)	将・将補・1佐・2佐・3佐・1尉・2尉		
学歴(学部、学科等)	卒業又は修了等年月日	免許の種類	回数	免許の取得年月日
()		医師・歯科医師		
入隊年月日	年 月 日	幹部自衛官昇任年月日	年 月 日	
期間の区分	支給期間	人事院規則9-34 別表の種類別	支給月額(円)	備考
1年未満	. . ~ . .			
1年以上2年未満	. . ~ . .			
2年以上3年未満	. . ~ . .			
3年以上4年未満	. . ~ . .			
4年以上5年未満	. . ~ . .			
5年以上6年未満	. . ~ . .			
6年以上7年未満	. . ~ . .			
7年以上8年未満	. . ~ . .			
8年以上9年未満	. . ~ . .			
9年以上10年未満	. . ~ . .			
10年以上11年未満	. . ~ . .			
11年以上12年未満	. . ~ . .			
12年以上13年未満	. . ~ . .			
13年以上14年未満	. . ~ . .			
14年以上15年未満	. . ~ . .			

(裏)

15年以上16年未満	. . ~ . .			
16年以上17年未満	. . ~ . .			
17年以上18年未満	. . ~ . .			
18年以上19年未満	. . ~ . .			
19年以上20年未満	. . ~ . .			
20年以上21年未満	. . ~ . .			
21年以上22年未満	. . ~ . .			
22年以上23年未満	. . ~ . .			
23年以上24年未満	. . ~ . .			
24年以上25年未満	. . ~ . .			
25年以上26年未満	. . ~ . .			
26年以上27年未満	. . ~ . .			
27年以上28年未満	. . ~ . .			
28年以上29年未満	. . ~ . .			
29年以上30年未満	. . ~ . .			
30年以上31年未満	. . ~ . .			
31年以上32年未満	. . ~ . .			
32年以上33年未満	. . ~ . .			
33年以上34年未満	. . ~ . .			
34年以上35年未満	. . ~ . .			
35年以上	. . ~ . .			
支給されなくなった事由				
人事院規則 9—34 第7 条該当者で初任給調整手当が支給されていた期間及び額				
休職又は派遣によって支給されなかった期間				

規格：A 列 4 番

記入要領：

- 1 官職名欄には、現在の官職名及び補職年月日を鉛筆で記入する。
- 2 各年における種別及び支給額欄に変更があるときは、二線で訂正し、欄内に種別の変更年月日、種別及び支給額を記載する。
- 3 備考欄には異動に関する記事を記載する。